

■入園申込における個人番号（マイナンバー）の記載をお願いする理由について

平成28年1月からマイナンバー制度の施行に伴い、入園（所）申込み手続きの際にも、「子ども・子育て支援法施行規則（第2条）」の定めによりマイナンバーの記載が義務付けられています。

〔マイナンバーの記載をお願いする方〕

- ・申請者（保護者）
- ・保護者の配偶者
- ・利用を希望する児童（申込児）
- ・保護者以外の方が家計の主宰者となる場合には、その家計の主宰者

※きょうだい、家計の主宰者ではない方の個人番号（マイナンバー）を記載いただく必要はありません。

〔マイナンバーを記載いただく目的〕

- （1）保育利用料の算定・徴収のため（課税状況の把握）
- （2）支給認定事務のため
- （3）行政事務の効率化、利便性の向上のため

～ ご理解の程よろしくお願ひいたします ～